

徳島県警察交通機動隊運営規程

(昭和50年3月25日本部訓令第8号)

改正	昭和51年3月23日本部訓令第4号	昭和52年3月15日本部訓令第3号
	昭和56年12月3日本部訓令第20号	昭和60年5月17日本部訓令第15号
	平成6年1月24日本部訓令第3号	平成7年3月24日本部訓令第15号
	平成7年3月31日本部訓令第17号	平成10年3月19日本部訓令第5号
	平成13年3月21日本部訓令第6号	平成15年2月21日本部訓令第2号
	平成16年9月27日本部訓令第22号	平成17年3月23日本部訓令第10号
	平成19年3月27日本部訓令第9号	平成21年3月31日本部訓令第14号
	平成22年3月11日本部訓令第4号	平成24年3月29日本部訓令第8号
	平成26年3月28日本部訓令第8号	平成30年3月5日本部訓令第5号
	平成31年1月30日本部訓令第6号	平成31年3月29日本部訓令第14号
	令和3年3月23日本部訓令第7号	令和5年3月17日本部訓令第8号

徳島県警察交通機動隊運営規程を次のように定める。

徳島県警察交通機動隊運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、交通機動隊(以下「交機隊」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交機隊は、主要幹線道路における交通の安全と円滑を図るため、機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、交通の指導取締り、交通整理及び交通事故発生時等の初動活動並びにその他の警察活動を行うことを任務とする。

(組織)

第3条 小隊に分隊を置くことができる。

(各小隊の活動区域等)

第4条 各小隊は、県下全域を活動区域とする。

2 警ら路線は、交通指導課長が別に定める。

(勤務制)

第5条 勤務制は、通常勤務(徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)第91条第1項に規定する勤務をいう。)及び毎日勤務(毎日一定時間おおむね昼間に活動する勤務で、週休日が特に指定される勤務をいう。)とし、次の各号に規定する区分により、それぞれ当該各号の勤務制に服するものとする。

(1) 通常勤務

交通機動隊長(以下「隊長」という。)、副隊長、隊長補佐及び企画指導係

(2) 毎日勤務

企画指導係、第1小隊、第2小隊及び第3小隊

(勤務時間等)

第6条 毎日勤務の勤務時間等(勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(活動計画)

第7条 交通指導課長は、交通事故の発生状況、交通流等の情勢を適確に判断し、別に定める勤務例を基準として、月末までに翌月分の活動計画を月間交機隊活動計画(別記様式)により作成するものとする。

2 隊長は、前項の活動計画を作成したときは、月間交機隊活動計画の写しを通信指令課長に送付するものとする。

(事件事故等の処理)

第8条 隊員は、勤務中に取り扱った事件、事故等(徳島県警察組織規制(昭和43年徳島県公安委員会規則第2号)第19条第2号及び第3号に掲げる事務(次項及び次条において「特例事務」という。)に係るものを除く。)は、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 道路交通関係法令違反で身柄の拘束を伴わないものは、速やかに関係書類を作成し、交通指導課長に報告すること。

(2) 前号以外の犯罪及び身柄の拘束を伴う場合は、当該犯罪に係る場所を管轄する警察署に引き継ぐこと。

(3) 交通事故の現認その他事案の発生を認知したときは、負傷者の救護、現場保存、管轄警察署への通報その他必要な措置を講ずること。

2 特例事務の処理要領は、交通指導課長が別に定める。

(応援要請)

第9条 交通指導課長は、特例事務の処理に関して特に必要があると認めるときは、関係所属長に対し、援助の要請をすることができる。

(応援派遣)

第10条 所属長は、隊員の派遣要請の必要がある場合には、その旨を交通指導課長に要請することができる。

2 前項の要請を受けたときは、交通指導課長は所要の隊員を派遣することができる。

3 派遣された隊員は、派遣先の所属長の指揮監督を受けて勤務に服するものとする。

(警察署における白バイの運用)

第11条 本部長が指定する警察署に、交通取締用の大型自動二輪車(以下「白バイ」という。)を配備する。

2 警察署長は、交通指導課長と協議の上、当該警察署の交通課の警察官の中から、白バイの業務に係る適性、知識及び技能を有する者を当該警察署の白バイ乗務員(以下「署白バイ乗務員」という。)に指定する。

3 署白バイ乗務員は、警察署長の指揮を受けて、当該警察署の管轄区域内における交通安全活動、交通の指導取締りその他警察署長が必要と認めた警察活動に従事するものとする。

4 署白バイ乗務員は、次に掲げる事項を遵守して事故防止に努めなければならない。

(1) 追跡を伴う交通の指導取締り及び夜間における機動警らは原則として行わないこと。

(2) 白バイに乗務する場合は、必ずエアバックジャケットを着装すること。

(3) 交通機動隊が実施する定期訓練等には、必ず参加して、運転技能の向上に努めること。

5 交通指導課長は、警察署長と協議の上、署白バイ乗務員に対して、運転技能及び取締りの技術の指導を行うものとする。

(連絡協調)

第12条 交通指導課長は、常に隣接県警察その他の関係機関・団体と緊密な連絡を保たなければならない。

(細部的事項)

第13条 この訓令に定めるもののほか、細部的事項は交通指導課長が定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

2 徳島県警察本部交通機動警ら隊設置運営規程(昭和49年徳島県警察本部訓令第8号)は、廃止する。

[以下略]

附 則(令和5年3月17日本部訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表及び別記様式省略